

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成29年 8月5日
(2017年) 毎月3回5の日に発行

第2020号

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 滝本 純生

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

基地協が第88回理事会を開催

基地対策関係施策の充実強化に関する要望を決定

全国市議会議長会基地協議会(会長 市岡博道佐世保市議会議長)は7月11日、海運ビルで第88回理事会を開催した。



挨拶する市岡会長

会議では、市岡会長から「国

の財政状況から、予算を取り巻く情勢が非常に厳しい。最重要要望の基地交付金・調整交付金と基地周辺対策経費の所要額確保のため、概算要求前、8月末の概算要求時、年末の予算編成時に向け、一致団結し、力強い要望活動を展開することが何より重要」などの挨拶をした。総務省、防衛省の講師説明の後、事務報告を了承し、協議に入った。協議では、基地対策関係施策の充実強化に関する要望を

原案の通り決定。要望では、重点要望に①基地交付金・調整交付金(総務省所管)の所要額確保等②基地周辺対策経費(防衛省所管)の所要額確保等―を掲げている(左掲)。また、要望書は本会ホームページに掲載している。要望については、理事会終了後、地元選出国会議員などに行うよう要請した。また、会員市町村にも要望書を送付し、要望活動を要請すること、正副会長・相談役の要望活動班は翌日・12日に要望活動を行うことを報告した。協議では、このほか、今後の会議・要望活動日程、役員改選について、了承した。



理事会の様相

また、要望書は本会ホームページに掲載している。要望については、理事会終了後、地元選出国会議員などに行うよう要請した。また、会員市町村にも要望書を送付し、要望活動を要請すること、正副会長・相談役の要望活動班は翌日・12日に要望活動を行うことを報告した。協議では、このほか、今後の会議・要望活動日程、役員改選について、了承した。

なお、講師説明では、黒瀬敏文・総務省自治税務局固定資産税課長から、基地交付金・調整交付金の現状と課題として、▽基地交付金及び調整交付金▽固定資産税と基地交付金等との関係▽基地交付金及び調整交付金の予算額の推移―について、森田治男・防衛省地方協力局地方協力企画

【滝本事務総長が就任】
井原好英本会事務総長が7月31日付で退任。滝本純生(たきもと・すみお)が8月1日付で事務総長に就任した。

基地対策関係施策に関する重点要望

1 基地交付金・調整交付金(総務省所管)の所要額確保等

基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊の使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要に鑑み、「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」においては、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

2 基地周辺対策経費(防衛省所管)の所要額確保等

(1) 基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたことは評価されるものであるが、今後更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金(調整交付金)は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

(2) 在日米軍再編に伴い負担増となる関係市町村に対しては、十分な支援措置を講じるとともに、再編に伴い現行の基地対策関係予算に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

特に、再編交付金については、関係市町村の要望を踏まえ所要額を確保するとともに、その交付期間を延長すること。

(3) オスプレイについては、安全性に対する国民の不安が完全に払拭されたとは言い難い状況にあることから、日米合同委員会で合意されたオスプレイ運用の安全確保策を遵守するとともに、配備・飛行訓練等について、関係市町村に対し十分な説明及び情報提供を行うこと。

(4) 中期防衛力整備計画に基づき、基地の機能・運用等の変更を検討する場合には、関係市町村の実情及び地域の意見に十分配慮すること。

また、次期中期防衛力整備計画の策定に当たっても、関係市町村の実情及び地域の意見に十分配慮すること。

8月5日現在の市区数

| | |
|--------|------|
| 指定都市 | 20市 |
| 中核市 | 48市 |
| 施行時特例市 | 36市 |
| 一般市 | 687市 |
| 特別区 | 23区 |
| 計 | 814 |

課長から、基地周辺対策経費の現状と課題として、29年度予算の▽防衛関係費▽基地周辺対策経費―について、説明があった。

基地協が国会議員との情報連絡会を開催

基地関係国会議員と活発に意見交換



挨拶する市岡会長



山口衆議院安全保障委員長



竹内衆議院総務委員長



寺田自民党国防部長



宇都参議院外交防衛委員長



濱地公明党安全保障部長



山本公明党総務部長



武田自民党防衛施設議連幹事長

全国市議会議長会基地協議会(会長 市岡博道佐世保市議会議長)は7月12日、海運ビルで基地関係国会議員との情報連絡会を開催した。

市岡会長から、政府予算編成、国会の予算審議において、30年度基地対策関係予算の所要額確保に向け、特段の支援をお願いするなどの挨拶をした。

要望事項等についての意見交換では、防衛省による騒音区域(コンター図)の見直しの経過や防衛施設における地元調達への対応状況などについて、活発な意見交換を行った。

市岡会長要望陳述要旨

1 基地交付金・調整交付金

(総務省所管)の所要額確保等 基地交付金、調整交付金の所要額確保と、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊の使用する全資産への拡大をお願いしたい。

調整交付金が裁量的経費に区分され、10%のシーリングがかけられ

2 基地周辺対策経費(防衛省所管)の所要額確保等

基地周辺対策事業の適用基準のさらなる緩和、所要額確保。特に、ジェット飛行場や砲撃演習場、面積の広大な防衛施設を抱える特定防衛施設関連市町村に対し交付されている特定防衛施設周辺整備調整交付金の所要額確保をお願いしたい。

在日米軍再編に伴い負担増となる関係市町村への十分な支援措置、再編交付金の引き続きの所要額確保をお願いしたい。オスプレイの安全性への国民の不安が払拭されたとは言えない状況にあるので、日米

情報連絡会の模様



の引き続きの十分な説明、情報提供をお願いしたい。

30年度までの中期防衛力整備計画に基づき、基地の機能・運用などの変更を検討する場合、また、31年度から35年度の次期計画の策定に当たり、関係市町村の実情、地域の意見への十分な配慮をお願いしたい。

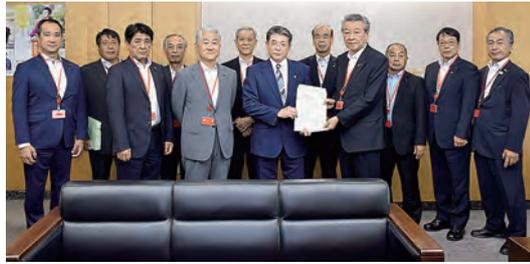
【出席国会議員】

- ▽竹内譲(衆議院総務委員長)
- ▽山口壯(同安全保障委員長)
- ▽宇都隆史(参議院外交防衛委員長)
- ▽寺田稔(自由民主党国防部長)
- ▽山本博司(公明党総務部長)
- ▽濱地雅一(同安全保障部長)
- ▽武田良太(自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟幹事長)

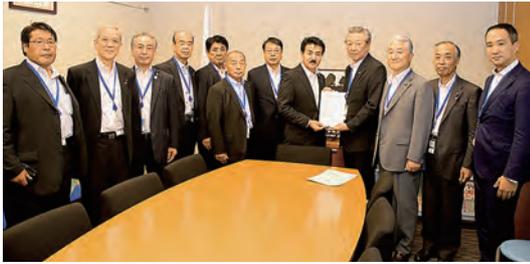
合同委員会で合意された安全確保策の遵守、配備や飛行訓練などについて、関係市町村へ

基地協が予算確保を要望

富樫総務大臣政務官らに要望



富樫総務大臣政務官



佐藤自民党防衛施設議連事務局長

全国市議会議長会基地協議

会(会長 市岡博道佐世保市議会議長)は7月12日、市岡会長はじめ11市町(下掲)の議長により、平成30年度基地対策関係予算確保(概算要求前)要望活動を行った。

要望活動では、富樫博之・総務大臣政務官、佐藤正久・自由民主党防衛施設問題に関

する議員連盟事務局長、内藤尚志・総務省自治税務局長、深山延暁・防衛省地方協力局長らに面談し、要望書を手交の上、要望、意見交換を行った。

要望内容は、7月11日の第88回理事会で決定した要望書のうち、特に、重点要望(①基地交付金・調整交付金(総務省所管)の所要額確保等②基地周辺対策経費(防衛省所管)の所要額確保等①面に掲載。要望書は本会ホームページに掲載している)につい



内藤総務省自治税務局長



深山防衛省地方協力局長(左奥)

議会人事

年の表記がないものは29年

- ▼議長 南 靖久(6・23)
- ▼尾鷲 森島守人(7・3)
- ▼副議長 小谷栄作(6・12)
- ▼津久見 大倉秀夫(6・21)
- ▼白岡 小川公明(6・23)
- ▼尾鷲 遠藤徳一(7・3)
- ▼魚沼
- ▼事務局長 小手川正文(28・4・1)
- ▼津久見 岩本 功(4・1)
- ▼尾鷲

29年提案募集方式

提案総数311件、重点事項は51事項・96件

地方分権改革有識者会議(座長 神野直彦・東京大学名誉教授)は7月7日、提案募集検討専門部会(第53回)と合同で第29回会議を開き、平成29年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について、地方からの提案状況の報告、重点事項の検討などを行った。

29年提案募集においては、新たに、地方の提案検討を後

る新たな取り組みがあった。

提案総数311件を検討区別に見ると、①内閣府と関係府省との間で調整を行う提案210件(うち重点事項51事項・96件)②関係府省における予算編成過程での検討を求める提案28件③提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案57件④提案募集の対象外である提案16件となる。このうち①・②について、内閣府は7月10日、関係府省に検討要請をしている。

重点事項51事項は、提案募集検討専門部会で調査・審議

を行う案件。メルクマールは

27年、28年と同様、①地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの②地方分権改革の取り組みを加速・強化するもの③住民サービスの向上・適切な実施に直結し、法的な視点からの専門的な調査・審議になじむもの④議論を深める必要があるもの。内訳は▽子育て11事項▽介護・医療等10事項▽地域交通・まちづくり8事項▽地域資源の利活用等10事項▽防災・安全7事項▽その他4事項。市が提案し、重点事項となったものを表(4

載される。

面に掲載)にまとめた。

今後は、関係府省からの回答や専門部会での議論、ヒアリングなどを経て、12月に閣議で対応方針が決定される。また、年内を目前に、過去3回の提案募集方式の成果を広く発信する、住民目線の成果に重点を置いた新たな事例集をとりまとめる。

なお、専門部会の会議概要などは、順次、内閣府ホームページ(<http://www.aog.go.jp/bunken-suis/hn/teianbosyu/teianbosyu-index.html>)に掲載される。

表 市が提案し、重点事項となったもの（提案団体が1市で、追加共同提案団体が5市未満だったものを除く）

| 番号 | 提案団体 | 提案名（関係府省） | 市の提案の概要 |
|----|------------------------|--|--|
| 1 | 宇治市、須坂市、直方市ほか | 「保育所等の児童福祉施設に係る『従うべき基準』等の見直し」(内閣府、文部科学省、厚生労働省)【法律改正】 | ①保育所・認定こども園で、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合、類似の資格者や一定の経験を有する者の代替配置を可能とする。②標準とされている保育所の居室の床面積基準を、地方都市でも一時的に適用可能とする。③一時預かり事業の利用児童数が少ない場合の人員配置要件を見直す。 |
| 2 | 本巣市、中津川市、豊川市、半田市、出雲市ほか | 「放課後児童健全育成事業に係る『従うべき基準』等の見直し」(文部科学省、厚生労働省)【法律改正】 | 人員資格・配置について、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にするなどに見直す(①放課後児童支援員1名で放課後児童クラブを実施可能とする。放課後児童支援員となる場合の資格要件を中学校卒業まで拡大する。②児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件を緩和する)。 |
| 3 | 松山市ほか | 「幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲」(内閣府、文部科学省、厚生労働省)【法律改正】 | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務を中核市に移譲する。 |
| 4 | 箕面市、高岡市ほか | 「子ども・子育て支援新制度に関する見直し」(内閣府、文部科学省、厚生労働省)【法律改正】 | ①特定教育・保育施設の設置者が定員を減少する際、市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とする。②年度当初満2歳で、年度途中で満3歳となる子どもは、年度当初から支給認定可能とする。 |
| 6 | 越谷市 | 「家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和」(内閣府、厚生労働省)【省令改正】 | 保育事業者等の病気・休暇等の際に、当該家庭的事業者によって保育を行う「代替保育の提供」を任意項目とする。 |
| 9 | 奥州市 | 「児童扶養手当に関する事務の見直し」(厚生労働省)【法律改正】 | 児童扶養手当受給者が公的年金を遡及受給した際の受給重複期間の手当返還の手続きについて、公的年金の支給額から手当の返還額を差し引いて支給可能とする。 |
| 11 | 伊丹市、横浜市ほか | 「学校給食費の徴収に関する見直し」(内閣府、総務省、文部科学省)【法律改正】 | ①保育料に係る児童手当からの特別徴収を学校給食費等にも適用拡大する。また、滞納金も強制徴収を可能とする。②地方自治法施行令または学校給食法で私人への徴収委託を可能とする。 |
| 14 | 八王子市、狛江市 | 「訪問介護のサービス提供責任者の兼務に係る『従うべき基準』の見直し」(厚生労働省)【省令改正】 | 「指定訪問介護事業所(居宅サービス事業)」または「従前の介護予防訪問介護に相当するサービス(介護予防・日常生活支援総合事業)を行う事業所」のサービス提供責任者が「訪問型サービスA(介護予防・日常生活支援総合事業)を行う事業所」への兼務を可能とする。 |
| 20 | 岐阜市、郡山市ほか | 「生活保護制度関連の見直し」(総務省、法務省、厚生労働省)【法律改正】 | ①成年後見人の保護申請を可能とする。②不正受給の場合の徴収金と保護費の調整について、保護受給者の同意等があれば、その上限額の弾力的運用を可能とする。 |
| 22 | 豊田市ほか | 「社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し」(内閣府、総務省、厚生労働省)【法律改正】 | 予防接種事務について、マイナンバー制度の特定個人情報(生活保護、中国残留邦人等支援給付、身体障害者手帳など関係情報)を利用可能とする。 |
| 23 | 上越市、新潟市ほか | 「地域公共交通に係る制度・運用の見直し」(国土交通省)【通知改正】 | 地域公共交通会議や自家用有償運送等に関して、制度運用の見直しを行う(①市町村運営有償運送で、運行委託先企業等が用意する車両を使用可能とする。②路線の軽微な変更は、基準を明確にした上で地域公共交通会議の同意がなくても運輸局へ届出可能とする)。 |
| 31 | 中津川市、洲本市、堺市ほか | 「所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し」(内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省)【法律改正】 | ①公共事業の用地取得の際、所有者不明のままの土地利用権の設定と施設整備が可能となる仕組みの構築など、手続きの簡素化を行う。②法定相続人間で、空き家の管理者を定められない場合、地方自治体が法定相続人から管理責任者を指定可能とする。 |
| 32 | 掛川市、袋井市ほか | 「地方公共団体が独自に整備した住宅の公営住宅への転用を可能とする規制緩和」(総務省、国土交通省)【法律改正】 | 自治体が独自に整備した住宅等も、管理代行制度等の活用を可能とする。 |
| 43 | 注 | 「罹災証明制度の見直し」(内閣府、金融庁、財務省)【通知改正】 | 罹災証明に係る被害認定調査の民間保険会社との調査方法の統一、連携による調査の実施、調査結果の相互活用を可能とすること等の見直しを行う。 |
| 46 | 豊田市ほか | 「新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し」(国土交通省)【省令改正】 | 小型無人機等の新技術を活用し、地方の実情に沿った頻度で点検可能となるよう点検手法を弾力化する。 |

注) 由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市ほか

※番号は重点事項の番号

※表から除いたものは、重点番号10・大阪市「認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化」、13・狛江市「小規模多機能型居宅介護に係る『従うべき基準』の見直し」、15・金沢市「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲」、18・広島市「喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲」、25・広島市「道路占用許可に係る基準の弾力化」、27・長崎市「駐車場出入口設置に係る規制緩和」、29・豊田市「給水区域の縮小に係る許可基準の明確化」、50・塩尻市「教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化」。ほか)に51・豊田市「通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し」も28年のフォローアップ案件のため除いている。

※第29回地方分権改革有識者会議・第53回提案募集検討専門部会合同会議の資料など内閣府のホームページを基に本紙が作成